

答申第 2 5 3 号（諮問第 2 6 7 号）

「文化振興課関連の公文書（「アートインキュベーション 3 2」関連に限らない、文化振興課長名で発出された、今年度全てのメールと書面）の一部」の公文書非開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

別表に掲げる文書1ないし文書7（以下、「本件公文書」という。）につき、その全部を非開示とした決定については、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分は、非開示とすることが妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和3年11月29日付けで、「文化振興課関連の公文書（「アートインキュベーション32」関連に限らない、文化振興課長名で発出された、今年度全てのメールと書面）」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和4年8月1日に、本件請求に係る公文書について、その一部に公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その他の部分に公文書部分開示決定を行い、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として、令和4年8月14日に、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、弁明書を令和5年10月23日に、請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和5年12月25日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）について諮問を行った。

第3 争点

本件請求に係る公文書のうち、実施機関がなお不開示を維持することとしている部分が妥当かどうか。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

非開示とした処分を取り消し、「開示決定または部分開示決定とする。」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

処分の理由を「県の当事者としての地位を不当に害する恐れがある」ためとしているが、「地位の不当な侵害に当たることはない」のであり、当該各公文書において全ての項目を非開示にする必要はないのであるから、本件処分は、群馬県情報公開条例第14条第6号および同条例第13条の規定に違反しており、違法である。本件処分により、審査請求人は公文書開示の請求権を侵害されている。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 開示請求公文書の特定について

開示請求書に記載された「文化振興課関連の公文書（「アートインキュベーション32」関連に限らない、文化振興課長名で発出された、今年度全てのメールと書面）」の対象文書の一部として、令和3年度における弁護士への法律相談に係る7件の公文書を特定した。

当該公文書は、いずれも文化振興課長名で発出されていることから、公文書の特定は妥当であると考えている。

(2) 公文書を開示しない理由

ア 非開示とした文書のうち1～6について

非開示とした文書のうち1～6は「アートインキュベーション32」に際して行われた作品のオークションに関してトラブルとなった事案について、弁護士への相談により検討した情報が記載された公文書である。

当該公文書には、県を当事者とする作品のオークションに関する契約に係る交渉における、県の見解及び対処方針等の情報が記載されている。

これらを公にすることにより相手方に伝わることとなれば、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため、条例第14条第6号ロが定める非開示情報に該当するものである。

そして、開示請求に係る公文書のすべてに非開示情報が記録されているため、条例第18条第1項により、そのすべてを非開示としたものである。

イ 非開示とした文書のうち7について

非開示とした文書のうち7は、群馬県民会館の運営に関して発生しうる賠償責任について、弁護士への相談により検討した情報が記載された公文書である。

当該公文書には、県が群馬県民会館の運営に関して事故等が発生した際に県が負う可能性のある賠償責任について、県の見解及び当該見解を採用する理由等の情報が記載されている。

これを公にすることにより広く一般に伝わることとなれば、今後、群馬県民会館の運営に関して事故等が発生した際に相手方との契約、交渉及び訴訟のあらゆる段階で県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため、条例第14条第6号ロが定める非開示情報に該当するものである。

そして、開示請求に係る公文書のすべてに非開示情報が記録されているため、条例第18条第1項により、そのすべてを非開示としたものである。

(3) 新たに開示する部分について

上記4(1)及び(2)のとおり、原処分の方開示決定の時点においては本件公文書に記載された情報のすべてが条例第14条第6号に該当するとして非開示決定を行ったところである。

本件審査請求を受け改めて検討したところ、原処分を行った以降の本件開示請求に係る事務の進行状況等を考慮し、現在において非開示情報に該当しないと考えられる部分があることから、可能な限りで部分開示を行うこととした。部分開示することに伴い、非開示理由として条例第14条第2号及び3号イを加える。

条例第14条第2号に該当する非開示部分は、トラブル事案に関する個人の氏名、住所、電話番号及びメールアドレスであり、特定の個人を識別できる情報であるため非開示情報に該当する。

条例第14条第3号イに該当する非開示部分は、県が事業を委託した法人の印影及びメールアドレスである。印影は偽造により当該法人の財産権が侵害されるおそれがあり、メールアドレスは業務に無関係なメールが送信される等の支障が生じるおそれがあり、いずれも開示することにより法人の正当な利益を害する可能性があるため非開示情報に該当する。

第5 審査会の判断

1 争点（本件請求に係る公文書の非開示部分の妥当性について）

(1) 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「文化振興課関連の公文書（「アートインキュベーション32」関連に限らない、文化振興課長名で発出された、今年度全てのメールと書面）の一部」である。実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公

文書と特定した上で、その全てを非開示とする本件処分を行った。これに対し請求人は、本件処分を不服とし、文書を開示することを求めている。

これに対し実施機関は、本件処分において非開示とした情報のうちの一部を新たに開示するとともに、その余の部分（以下「非開示維持部分」という。）は非開示理由に条例第14条第2号及び第3号を追加した上で、本件処分を妥当としていることから、以下、本件公文書を見分した結果を踏まえ、非開示維持部分の非開示情報該当性について検討する。

（２）条例の定めについて

ア 個人に関する情報について

条例第14条第2号では「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として定めている。

そして、一般に公にされており個人の権利利益を侵害せず非開示にする必要のない情報、個人の権利利益を侵害しても開示することによる公益が優先するため開示すべき情報及び公務員の職務の遂行に関する情報をただし書イからロで本号の非開示情報から除くこととしている。

イ 法人等事業情報について

条例第14条第3号では「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。」とし「イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として定めている。

ウ 事務事業情報

条例第14条第6号では「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として定めている。

（３）非開示情報該当性について

ア 非開示とした文書のうち1～6について

非開示とした文書のうち1～6は「アートインキュベーション32」に際して行われた作品のオークションに関してトラブルとなった事案について、弁護士への複数回の相談により検討した情報が記載された公文書である。

（ア）個人に関する情報について

非開示とした通番1、8、9、10、12、17、24ないし26、28ないし31及び33では、入札者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレスが非開示とされている。

これらは条例第14条第2号本文前段の個人に関する情報であつて、特

定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、当該非開示維持部分は条例第14条第2号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(イ) 法人に関する情報

a 法人の印影

非開示とした通番4ないし7および20ないし23には、法人の代表者の印影が記載されている。

法人代表者の印影は偽造により当該法人の財産権が侵害されるおそれがあり、開示することにより法人の正当な利益を害するおそれがあるため条例第14条第3号イに該当し、非開示とすることが妥当である。

b 法人のメールアドレス

非開示とした通番11および27には、公表されていない法人のメールアドレスが記載されている。

当該メールアドレスを公にした場合には、業務に無関係なメールが送信される等の支障が生じるおそれがあり、開示することにより法人の正当な利益を害するおそれがあるため条例第14条第3号イに該当し、非開示とすることが妥当である。

(ウ) 事務事業情報

非開示とした通番2、3、13ないし16、18、19、32、34及び35には、県を当事者とする作品のオークションに関する契約に係るトラブルにおける、県の見解及び対処方針等が記載されている。

これらを公にすることにより相手方に伝わることとなれば、契約に係る交渉等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第6号本文が定める非開示情報に該当するものである。

イ 非開示とした文書のうち7について

非開示とした文書のうち7は、群馬県民会館の運営に関して発生しうる賠償責任について、弁護士への相談により検討した情報が記載された公文書である。

非開示とした通番36ないし41には、県が群馬県民会館の運営に関して事故等が発生した際に県が負う可能性のある賠償責任について、県の見解及び当該見解を採用する理由等の情報が記載されている。

これを公にすることにより広く一般に伝わることとなれば、今後、群馬県民会館の運営に関して事故等が発生した際における、相手方との契約、交渉及び訴訟等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第6号本文が定める非開示情報に該当するものである。

(4) 以上のことから、本件公文書につき、実施機関がなお非開示とすべきとし

ている部分は、条例第14条第2号、第3号及び第6号に該当すると認められるので、非開示とすることが妥当であると判断した。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 1 2 月 2 5 日	諮問
令和 6 年 1 月 1 8 日 (第96回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 6 年 3 月 5 日 (第97回 第一部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 6 年 4 月 2 6 日 (第98回 第一部会)	審議
令和 6 年 1 1 月 1 8 日	答申

別表

項番	公文書の表題	文書名	通番	非開示を維持する部分	条例第14条 該当号	非開示理由
1	アートインキュベーション32に係る法律相談依頼について	別紙1（事案の概要）	1	「2 関係者」のうち、入札者の氏名、住所	2号	特定の個人を識別できる情報であるため。
			2	「4 経緯」の一部	6号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
		別紙2（法律上の問題点）	3	質問1～4	6号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
		令和2年度アーティスト発掘・育成オーディション委託契約書	4	法人の印影	3号イ	公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		個人情報取扱特記事項	5	法人の印影	3号イ	公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		令和2年度委託業務仕様書	6	法人の印影	3号イ	公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		「令和2年度アーティスト発掘・育成オーディション委託契約書」第21条に基づく協議について	7	法人の印影	3号イ	公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		●●氏に係る落札案件	8	入札者の氏名	2号	特定の個人を識別できる情報であるため。
		オークション「アートインキュベーション32」について（令和3年3月3日）	9	入札者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス	2号	特定の個人を識別できる情報であるため。
		落札者と株式会社AGホールディングズのメールのやりとり	10	入札者の氏名、メールアドレス	2号	特定の個人を識別できる情報であるため。
			11	法人のメールアドレス	3号イ	業務に支障が生じるおそれがあるため。
		落札者と文化振興課のメールのやりとり	12	入札者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス	2号	特定の個人を識別できる情報であるため。
2	アートインキュベーション32に係る法律相談報告について	顧問弁護士法律相談報告書	13	「相談した事項の要旨」及び「指導及び助言の要旨」の記載内容	6号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
3	アートインキュベーション32に係る法律相談依頼について	決定内容・起案説明	14	「2 起案説明」の一部	6号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
		顧問弁護士法律相談依頼書	15	「事件等の概要」の一部	6号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
		別紙1（事案の概要）	16	「1 概要」の一部	6号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
			17	「2 関係者」欄の入札者の氏名及び住所	2号	特定の個人を識別できる情報であるため。
			18	「4 経緯」の一部	6号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
		別紙2（対応上（法律上）の問題点）	19	「質問1」及び「関連事項」の一部	6号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
		令和2年度アーティスト発掘・育成オーディション委託契約書	20	法人の印影	3号イ	公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		個人情報取扱特記事項	21	法人の印影	3号イ	公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

項番	公文書の表題	文書名	通番	非開示を維持する部分	条例第14条 該当号	非開示理由
		令和２年度委託業務仕様書	22	法人の印影	３号イ	公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		「令和2年度アーティスト発掘・育成オーディション委託契約書」第21条に基づく協議について	23	法人の印影	３号イ	公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		●●氏に係る落札案件	24	入札者の氏名	２号	特定の個人を識別できる情報であるため。
		オークション「アートインキュベーション３２」について	25	入札者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス	２号	特定の個人を識別できる情報であるため。
		入札者と株式会社AGホールディングズのメールのやりとり	26	入札者の氏名、メールアドレス	２号	特定の個人を識別できる情報であるため。
			27	法人のメールアドレス	３号イ	業務に支障が生じるおそれがあるため。
		入札者と文化振興課のメール・文書のやりとり	28	入札者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス	２号	特定の個人を識別できる情報であるため。
		アートインキュベーション３２についてのご通知（令和３年４月２６日）	29	入札者の氏名、住所	２号	特定の個人を識別できる情報であるため。
		アートインキュベーション３２について（令和３年４月３０日）	30	入札者の氏名	２号	特定の個人を識別できる情報であるため。
4	アートインキュベーション３２に係る法律相談報告について	顧問弁護士法律相談報告書	32	「相談した事項の要旨」及び「指導及び助言の要旨」の記載内容	６号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
		別紙１（事案の概要）		入札者の氏名、住所		特定の個人を識別できる情報であるため。
5	アートインキュベーション３２に係る法律相談依頼について	別紙２（法律上の問題点）	34	「質問１」	６号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
		顧問弁護士法律相談報告書	35	「相談した事項の要旨」及び「指導及び助言の要旨」の記載内容	６号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
7	群馬県民会館の運営に係る法律相談結果報告書について	顧問弁護士法律相談報告書	36	「相談した事項の要旨」及び「指導及び助言の要旨」の記載内容	６号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
		資料１	37	内容の一部	６号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
		資料２	38	内容の一部	６号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
		資料３	39	内容の一部	６号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
		顧問弁護士法律相談依頼書	40	「事案等の概要」の一部及び「添付資料」の標題	６号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。
		別紙	41	質問１	６号	事案に関する見解や対処方針が記載されており、これらを公にした場合、契約に係る交渉において県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるため。